

○内閣府
厚生労働省 令第 号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名 姓				名 姓 偏			
別紙様式第 13 号 (第 147 条第 1 項関係)				別紙様式第 13 号 (第 147 条第 1 項関係)			
(日本産業規格 A 4)				(日本産業規格 A 4)			
労働金庫代理業に関する報告書				労働金庫代理業に関する報告書			
年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで			
主たる事務所の所在地 氏 名称 名				主たる事務所の所在地 氏 名称 名			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
[略]				[同左]			
[1 ～ 4 略]				[1 ～ 4 同左]			
5 事務所の状況				5 事務所の状況			
名 称	所 在 地	所属労働金庫 名	労働金庫代理業の 業務の内容	名 称	所 在 地	所属労働金庫 名	労働金庫代理業の 業務の内容
計	店						
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
[略]				[同左]			
6 [略]				6 [同左]			
別紙様式第 14 号 (第 147 条第 1 項関係)				別紙様式第 14 号 (第 147 条第 1 項関係)			

(日本産業規格 A 4) 労働金庫代理業に関する報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日 主たる営業所又は事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名 (記載上の注意) [略] [1 ～ 4 略] 5 営業所又は事務所の状況 <table><thead><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>使用人</th><th>所属労働金庫名</th><th>労働金庫代理業の業務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>店</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) [略] 6 [略]					名 称	所 在 地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容																					計	店				(日本産業規格 A 4) 労働金庫代理業に関する報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日 主たる営業所又は事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名 (記載上の注意) [同左] [1 ～ 4 同左] 5 営業所又は事務所の状況 <table><thead><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>使用人</th><th>所属労働金庫名</th><th>労働金庫代理業の業務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) [同左] 6 [同左]					名 称	所 在 地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容																									
名 称	所 在 地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容																																																																	
計	店																																																																				
名 称	所 在 地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容																																																																	

備考 表中の「」の記載は必須でない。

附 則

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。